

(行政手続法の適用除外)
第六條の二 第四條第一項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(国土交通省令への委任)
第七條 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

(罰則)
第八條 第四條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第九條 第六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十條 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月一九日法律第八二號) 抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成五年十一月二日法律第八九號) 抄
(施行期日)
第一條 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八號)の施行の日から施行する。

第十五條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成九年二月一九日法律第一三〇號)
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年二月二二日法律第一六〇號) 抄
(施行期日)
第一條 この法律(第二條及び第三條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千三百五條、第一千三百六條、第一千三百二十四條第二項、第一千三百二十六條第二項及び第一千三百四十四條の規定 公布の日

附則 (令和四年六月一七日法律第六八號) 抄
(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

附則 (令和五年五月二二日法律第二四號) 抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
四 第三條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六條、第七條、第十三條、第十四條及び第十六條から第十八條までの規定、附則第十九條の規定(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一號)第六條第二項の改正規定(「第二十三條」を「第二十一條の五」に改める部分に限る。))を除く。)

附則第二十條の規定(中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二號)第四十條第二項の改正規定(「第二十三條」を「第二十一條の五」に改める部分に限る。))を除く。)

附則第二十一條の規定、附則第二十二條の規定(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五號)第十二條第二項の改正規定を除く。)、附

則第二十三條の規定、附則第二十四條の規定(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九號)第二十七條の五第二項の改正規定(「第十五條第一項」を「第十六條第一項」に改める部分に限る。))、同法第二十七條の十九の改正規定(「第十五條」を「第十六條」に改める部分に限る。))及び同法第三十五條第二項の改正規定(「第十五條第一項」を「第十六條第一項」に改める部分に限る。))を除く。)

附則第二十五條の規定(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九號)第十三條第二項の改正規定(「第二十三條」を「第二十一條の五」に改める部分に限る。))を除く。)

附則第二十六條の規定(総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一號)第十九條の三の改正規定(「第八條第一項」を「第六條」に改める部分に限る。))を除く。)

附則第二十七條及び第二十八條の規定、附則第二十九條の規定(文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八號)第八條第二項の改正規定(「第二十三條」を「第二十一條の五」に改める部分に限る。))を除く。)

並びに附則第三十條及び第三十一條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日